

平成26年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	平成26年9月9日（火）最高裁判所中会議室
委員	<p>委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員長代理 浦江真人（東洋大学理工学部教授） 委員 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） 林弘一（経理局営繕課首席技官） 吉田正紀（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 大阪高地簡裁庁舎耐震改修実施設計業務の入札参加者の状況について

- (1) 入札参加者の状況について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

申請が1者のみであった理由として、技術者の配置が困難とのことであるが、資格要件が通常よりも高いということか。あるいは、現在の設計業界の状況から、一時的に配置が困難ということか。

【事務局】

配置を困難とする理由は様々考えられるが、設計事務所によっては、配付資料を検討した結果、「対象案件の規模が大きいためできない」というところがあった。また、資格要件として、「事務所ビルのRC造またはSRC造で24,000㎡以上の設計を行ったことがある」という条件を付けていたが、昨今の事務所ビルは一般的にS造が多いため「S造ならできる」という設計事務所もあった。

【委員】

今後、同じような事案が出てきた場合、1者程度の入札にならざるを得ないのか。
また、仮に申請者がなかったときはどうなるのか。

【事務局】

調達の時期なども影響するため、一概には言えないが、仮に申請者がなければ、もう一度公示せざるを得ない。

【委員】

その場合、同じ内容で公示することになるのか。

【事務局】

調達の時期の問題もあり、必ず内容を変更することになるとは言えない。

【委員】

技術者の資格要件を変えるということは考えられるか。

【事務局】

技術審査会で検討した結果として、資格要件を変更することはあり得る。

2 大阪高地簡裁庁舎耐震改修実施設計業務の評価結果について

- (1) 技術提案の評価結果について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

今回の評価結果では各審査員の得点に差が少ないが、理由はあるのか。

【事務局】

申請が1者であったため、他に比較できる提案がなかったというのが大きな理由だと考えている。

- (3) 技術提案（業務の実施方針及び手法）について説明
- (4) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

「徹底した現状調査」が提案されているが、基本設計の段階において、一定程度の現状調査を行っているにもかかわらず、実施設計で徹底した現状調査をすることは二重の調査

となり、過大な評価がなされているのではないか。

【事務局】

大阪高裁の本館については、耐震診断の調査後、北側に新館が完成し、その新館への移転に伴い内部改修が施工されている。この内部改修により、構造体は別として、設備系のルートなどが変更されているため、改めて十分な調査が必要である。

また、耐震診断時には有効と評価されなかった構造部材もあり、その評価について十分に検討した上で、現状の耐震性能を把握し、耐震改修の内容を検討しなければ適切な改修にはならないと考えている。

【委員】

調査内容は、仕様書などに記載されているのか。

【事務局】

特に仕様書等に謳ってはいないが、必ずしも耐震診断を行った設計事務所が、今回の実施設計を受注するわけではないため、改めて現地確認を十分に行った上で実施設計に取り組みたいという意思表示であると考えて評価した。

【委員】

調査業務というのは費用がかかるが、その分コストアップするということになるのか。

【事務局】

技術提案には目視調査としか書かれていないので、それ程のコストアップはないと思われる。

【委員】

他の耐震改修工事でも、実際に部材を作るために正確な寸法が必要であることから、施工の段階で改めて現地調査を行うことを評価したことがある。本件の場合、設計段階でも調査し、施工段階でも調査をするとなると、重複してしまうということにはならないか。

【事務局】

設計段階でクリアされている問題を施工段階において再確認することや、設計段階において確認できなかった部分を再確認することは必要なことと考えている。

【委員】

工事範囲の最小化について評価する一方で、ブレースの集約的な配置については実現性が少ないとして評価されていない。評価が分かれているように思われるが、何か理由があるのか。

【事務局】

室内への耐震部材の配置による執務室や法廷の数や面積の減少をできる限り抑える方向で補強計画を考えなければならないことから、最小化という面では評価したが、耐震部材の配置として考えられている場所が、ほぼ毎日使用している法廷となっており、工事中の法廷数をどのように補うかといった調整に困難が伴うことから、実現性が低いと判断した。

【委員】

発注者の要求を理解していることは評価できるが、実現の方法は今後の協議によるということか。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

模型を用いるプレゼンテーションや原寸大の疑似体験を評価しているが、どのような観点から評価しているのか。

【事務局】

図面等の二次元的な表現により補強案を説明するのが一般的であるが、CGや、実際の部屋にブレースを模したものを設置するといった疑似体験により、現地裁判所の職員に改修後のイメージをより理解してもらいやすくなることが期待されることから、有効な手段であると評価している。

(5) 技術提案（テーマ① 合理的かつ適切な補強計画とするための設計上の取組みに関する提案について）について説明

(6) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

テーマ①については、画期的ではあるが、裁判所の実状を考えると実現できないものが提案されているにもかかわらず、テーマ②の「裁判所業務に支障を与えないように配慮した改修工事を施工するための工夫についての提案」よりも評価が高くなっていることについて説明してほしい。

【事務局】

テーマ①の提案については、全く想定していなかったものであり、独創性もあり、的確な提案であると評価したが、実際に提案を取り入れた設計ができるかという視点からは、実現性は低いと考えられたため、これら、独創性、的確性、実現性を総合的に評価した。

テーマ②の提案は、補強箇所数を減らすことで工事範囲を最小化が可能となり、裁判所業務への支障が減少するという点では評価しているものの、独創性、的確性、実現性の観点から不十分な提案も含まれている。テーマ①、②のいずれもプラス面とマイナス面があるため、総合的に検討した結果、全体の評価としてはテーマ①の評価の方が高くなったものである。

【委員】

了解した。

【委員】

例えば、耐震壁の位置を変更するという提案は、基本設計のやり直しのような印象がある。実施設計は、基本設計の段階で決まったことを施工するために詳細に設計するという流れになると認識しているが、本件のように実施設計で再度、耐震壁の配置を考え直すということは、普通の実施設計ではないのではないかと。発注者として、そうした変更を実施設計業務に求めるものとして仕様書等に記載があるのであれば、良い場合もあるかもしれないが、どの様に考えているのか。

【事務局】

設計業務の仕様書には基本設計の補助業務が付加されている。これは、耐震診断時に評価されていなかった耐力壁の再評価によって、補強量が変わる場合を想定している。耐力壁の確実な評価をした上で、制震部材の配置をしてほしいという趣旨である。

なお、耐力評価や、使用する制震部材の種類等によって補強箇所数に変更が生じると考えている。

また、今回の実施設計業務に含まれている時刻歴応答解析を実施していないため、詳細な解析によっても補強量が変わるものと考えている。

【委員】

了解した。

【委員】

エネルギー吸収効率の高い部材を採用してダンパーそのものの性能を高め、補強箇所を最小化することと、設置する場所を変えて補強箇所数を最小化することというのは、同じようで違うものと思う。今回は、エネルギー吸収効率の高い機構をいかに設計できるかということが重要であると考えているが、それについて具体的な提案があったのか。また、仮にそれを設計して補強箇所数が少なくなっても、結果として1箇所当たりのコストが高くなれば、疑問が生じるが、そうした点について何か提案はあったのか。

【事務局】

今回の提案では、3つの制震部材が比較検討されている。実際にどれを採用するかは、今後の検討によるが、吸収効率を高くする部材としてどのようなものがあり、そうしたものを採用することで補強箇所数を減らすことができるという提案がなされており、その内容そのものを評価している。

また、1箇所当たりの吸収力が大きくなれば部材が大きくなることから、当然コストも増加し、1箇所の吸収力が高ければ周辺に付くフレームが大きくなることから、設置したときの圧迫感なども生じることになるため、それらを総合的に考慮しながら、適切な補強計画にしていきたいと考えている。

【委員】

了解した。

(7) 技術提案(テーマ② 裁判所業務に支障を与えないように配慮した改修工事を施工するための工夫について)について説明

(8) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

騒音・振動・粉塵を抑制する工法等の提案があるが、これはどちらかという施工者側の提案と言える。今回の手続は、実施設計を行う設計事務所を決めるためのプロセスであるから、その提案の内容を採用するかどうかではないと理解しているが、例えば提案の内容を実施するとなれば、それを仕様書に書き込まなくてはならないが、その点についてはどのように検討したのか。

【事務局】

設計図書に書き込むか否かについては、工事量の程度も含め、実施設計の段階で精査する必要があると認識している。

【委員】

他の耐震改修工事で施工者側から出された提案の方がむしろレベルが高かったように感じる。実際の施工者を選ぶ際に、似たテーマについて再度別の工法を評価するということは、全体の整合性として、いかがなものかと思う。設計業務の総合評価は今回が初めてということもあるので、全体の仕組みをもう少し考える必要があるのではないか。

【事務局】

騒音・振動についての提案が出てくることは想定していなかったところであるが、今回の提案を設計図書に記載することになれば、それは施工の総合評価の際の標準案になるため、施工者側とすれば設計図書に書かれていない内容で、さらに騒音・振動を抑える工法を提案することになる。現地裁判所にとって、より騒音・振動が抑えられた有効な施工がなされるといったことが期待できるものと考えている。

【委員】

了解した。

(9) 技術提案（テーマ③二酸化炭素排出量の低減に配慮した使用材料や施工方法についての提案について）について説明

(10) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

一般的な提案ということか。

【事務局】

高く評価できるものもあれば低い評価もあり、総合的には、一般的な提案であると評価した。

【委員】

「弊社の設計実績」と記載された写真が使用されているが、どこの設計事務所の提案であるかを判別できる可能性がある。提出者を特定できる内容を記載してはならないという要項への抵触が懸念されることから、今後は注意していただきたい。

【事務局】

了解した。

3 総合評価方式による発注工事の実施状況について

(1) 和歌山地家簡裁庁舎新営建築工事の実施状況について説明

(2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

今後を活かす問題点等はあるか。

【事務局】

問題点ではないが、仮囲いに関して、近隣から好感を得たものがあった。このような提案が他の現場で出された際には積極的に実施したいと考えている。

(3) 和歌山地家簡裁庁舎新営電気設備工事の実施状況について説明

(4) 委員からの意見はなし

(5) 和歌山地家簡裁庁舎新営機械設備工事の実施状況について説明

(6) 委員からの意見はなし

(7) 千葉地家裁松戸支部庁舎新営建築工事の実施状況について説明

(8) 委員からの意見はなし

4 平成26年度総合評価方式の実施方針の一部改定について

(1) 実施方針の一部改定について説明

(2) 委員からの意見はなし

5 その他

(1) 発注スケジュール等について説明

(2) 委員からの意見はなし